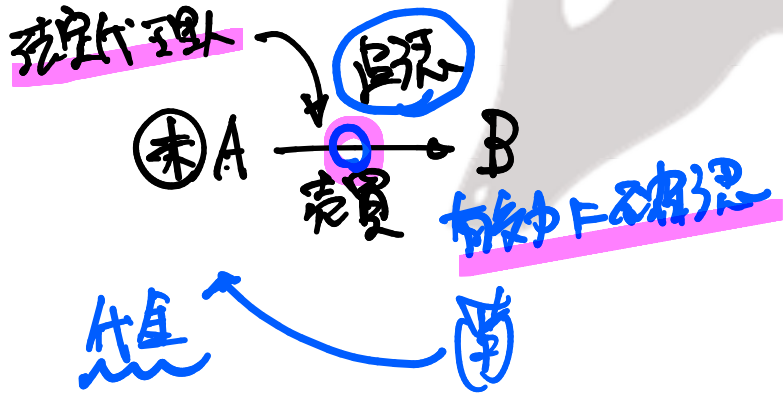


法定追認 S62-02-4 <<#297>>

【問】 正誤をつけよ。

14 歳の子供Aが、自己所有の土地をBに譲渡する契約を締結した。Aの法定代理人がBに対し売買代金を請求したときは、当該契約を追認したものとみなされる。



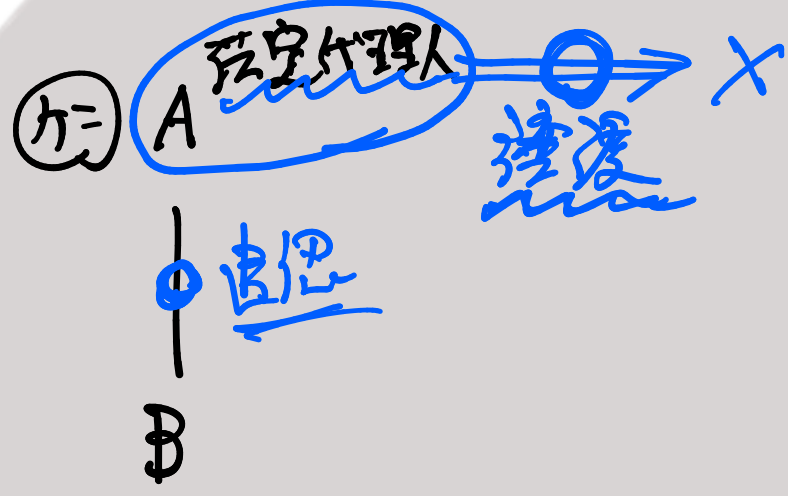
<<ポイント>> 法定追認

追認をすることができる時以後に、取り消すことができる行為について次に掲げる事実があったときは、追認をしたものとみなす。

- ・ 履行の請求 (民法 125 条 1 項 2 号参考)

<<関連知識>>

- ・ 取り消すことができる行為によって取得した権利の譲渡 (同 5 号参考)



【答え】 正しい